



新光日本インカム株式ファンド(3か月決算型)

設定日 2005年7月29日 決算日 原則 1月、4月、7月、10月の各28日

2017年8月31日現在

基準価額と市況の推移(2005年7月29日 ~ 2017年8月31日)

(設定日前日を10,000として指数化)



- ・基準価額は、信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「信託報酬」をご覧ください。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算を行い表示しています。

基準価額

- ・基準価額および前月比は分配後です。
- ・基準価額は当ファンドの信託報酬控除後の価額です。

8月末	前月比	7月末
10,195 円	▲1.1 %	10,309 円

基準価額および参考指標の騰落率

- ・基準価額の騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算を行い表示しています。

	当ファンド	参考指標
1ヵ月	▲1.1 %	▲0.1 %
3ヵ月	2.3 %	3.1 %
6ヵ月	2.6 %	5.3 %
1年	21.7 %	21.7 %
3年	27.6 %	26.6 %
5年	105.7 %	121.1 %
設定来	63.6 %	34.6 %

資産構成

内訳	8月末	7月末
新光日本インカム株式マザーファンド	99.8 %	99.7 %
その他資産	0.2 %	0.3 %
純資産	5,696 百万円	5,816 百万円
元本	5,587 百万円	5,642 百万円

実質組入比率

内訳	8月末	7月末
国内株式および上場不動産投資信託証券	98.9 %	97.9 %

分配金の推移 (1万口当たり、税引前)

2017年7月	30 円
2017年4月	30 円
2017年1月	30 円
2016年10月	30 円
2016年7月	30 円
2016年4月	30 円
設定来合計	4,555 円

- ・当ファンドはマザーファンドを通して運用を行っております。
- ・比率および構成比は、マザーファンドの比率および構成比を当ファンドベースに換算した実質比率です。
- ・参考指標はTOPIXです。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みの際の留意事項」をよくお読みください。



新光日本インカム株式ファンド(3か月決算型)

2017年8月31日現在

国内株式および上場不動産投資信託証券実質組入上位30銘柄

コード	銘柄名	比率	コード	銘柄名	比率
1	8035 東京エレクトロン	4.9%	16	8308 リソナホールディングス	2.7%
2	6724 セイコーエプソン	3.9%	17	8473 SBIホールディングス	2.7%
3	4005 住友化学	3.8%	18	8725 MS&ADインシュアランスグループホールディングス	2.5%
4	8001 伊藤忠商事	3.5%	19	9432 日本電信電話	2.5%
5	8316 三井住友フィナンシャルグループ	3.3%	20	8604 野村ホールディングス	2.5%
6	8306 三菱UFJフィナンシャル・グループ	3.3%	21	8591 オリックス	2.5%
7	3231 野村不動産ホールディングス	3.1%	22	9437 NTTドコモ	2.5%
8	8002 丸紅	2.9%	23	7267 本田技研工業	2.4%
9	8031 三井物産	2.9%	24	8309 三井住友トラスト・ホールディングス	2.4%
10	7912 大日本印刷	2.7%	25	9201 日本航空	2.3%
11	5108 ブリヂストン	2.7%	26	8601 大和証券グループ本社	2.2%
12	4631 DIC	2.7%	27	5101 横浜ゴム	2.1%
13	7751 キヤノン	2.7%	28	7201 日産自動車	2.1%
14	7182 ゆうちょ銀行	2.7%	29	7203 トヨタ自動車	2.1%
15	8766 東京海上ホールディングス	2.7%	30	7270 SUBARU	2.0%

組入上位30銘柄実質比率合計 83.4%
株式および上場不動産投資信託証券実質組入銘柄数 39銘柄

・比率は、当ファンドの純資産総額に対する割合です。
・比率は、小数第2位を四捨五入した数字で合計と合わない場合があります。

国内株式実質組入上位10業種

業種名	構成比	業種名	構成比
1 銀行業	14.6%	6 ゴム製品	6.9%
2 電気機器	11.6%	7 化学	6.6%
3 卸売業	11.2%	8 保険業	5.3%
4 輸送用機器	8.7%	9 情報・通信業	5.0%
5 証券、商品先物取引業	7.5%	10 その他製品	4.2%

組入上位10業種実質構成比合計 81.5%

・業種は、東証33業種分類です。
・構成比は、実質組入株式全体を100%とした割合です。
・構成比は、小数第2位を四捨五入した数字で合計と合わない場合があります。

予想平均配当利回り

マザーファンドの予想平均配当利回り(加重)	3.19%
(参考利回り)TOPIXの予想平均配当利回り(加重)	2.01%

・マザーファンドの予想平均配当利回りは、キャッシュを含めたものです。計算にあたっては、各種データを基に組入銘柄の今期の予想配当(税引前)または前期の配当(税引前)を、加重平均してアセットマネジメントOneが作成しております。
上記の数字は市場動向等により変動します。また、予想平均配当利回りは、投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。

ファンドマネージャーのコメント

・あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

月間の運用経過

国内株式市場は、国内企業の4-6月期決算が概ね良好な内容であったことが好感されつつも、米国やEUが量的緩和の縮小に動くとの見方などから、上旬は一進一退の展開が続きました。その後は、米国と北朝鮮の関係悪化による地政学的リスクの高まりやジャクソンホール会議でのタカ派的発言への警戒などから軟調に推移したものの、月末にかけてはリスク回避的な動きも一服しました。

こうした環境の下、当ファンドではマザーファンドを高位に組み入れた運用を行いました。

マザーファンドの運用に関しては、従来のポートフォリオを継続しました。

今後の運用方針

当ファンドは、予想配当利回りが比較的高いと判断できる銘柄を選別して分散投資を行うことにより、インカムゲインと中長期的な株価値上がりによるキャピタルゲインの獲得を目指します。運用にあたっては、組み入れ銘柄の入れ替えを抑制した投資姿勢を基本とします。

今後も配当利回りに注目し、インカムゲインとキャピタルゲインを合わせたトータルリターンを獲得を目指すというファンドコンセプトに則り、①大幅な株価上昇による利回り低下、②保有銘柄の減配・無配への転落、③格付け低下による信用リスクの上昇、等の事態に注意しながら運用を行う方針です。

ファンドマネージャー 上松 賢治

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みの際の留意事項」をよくお読みください。



新光日本インカム株式ファンド(3か月決算型)

当資料のお取り扱いに関する注意事項

- ※当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
- ※当資料に掲載した図、表、数値、コメント等はすべて過去のものであり、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- ※当資料は信頼できる情報に基づき作成していますが、その内容の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料は事前の通知なしに内容を変更することがあります。
- ※投資信託は、リスクを含む商品(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)であり、元本の保証はありません。
- ※購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。

投資信託のお申し込みの際の留意事項

- 投資信託は、預金や保険契約ではなく、預金保険制度、保険契約者保護制度の対象ではありません。
- 投資信託は登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託は、元本の保証はありません。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 当資料はアセットマネジメントOneが作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
信頼できると考えられるデータなどに基づき作成していますが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。予告なく当資料の内容を変更する場合があります。



新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)

当ファンドは、主としてマザーファンドを通じてまたは直接国内の株式や不動産投資信託証券に投資します。組み入れた株式や不動産投資信託証券の値動きなどにより基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色

1. 新光日本インカム株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を主要投資対象とし、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

◆わが国の取引所上場株式(上場予定を含みます。)、不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を実質的な主要投資対象とします。

※実質的な株式組入比率は高位を基本とします。

マザーファンドの運用方針

・予想配当利回りが高いと判断される株式ならびに不動産投資信託証券(REIT)※に分散投資し、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

※REITの組入比率は、純資産総額の5%を上限とします。

・組入銘柄は、予想配当利回り、配当性向および信用リスクなどの基準(以下「スクリーニング・ガイドライン」といいます。)を用いて候補銘柄を抽出したのち、業績動向、株価指標ならびに流動性などを総合的に勘案して選定します。

・運用にあたっては、組入銘柄の入れ替えを抑制した投資姿勢を基本とします。組入銘柄の入れ替えにあたっては、スクリーニング・ガイドラインをはじめとする銘柄選定要因を参照します。

大量の追加設定または換金が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときなどならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

2. 原則として、年4回(毎年1月、4月、7月、10月の各月28日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

◆毎決算時の分配金額は、利子・配当等収益相当額を基礎として、安定的な収益分配を行うことを目指して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◆毎年1月および7月の決算時の分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)

ファンドの主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
投資銘柄集中リスク	当ファンドは、予想配当利回りなどに着目して選定した銘柄でポートフォリオを構築するため、業種配分などがわが国株式市場における構成比率と大きく異なる場合も想定され、わが国株式市場の全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる可能性があります。
不動産投資信託証券の価格変動リスク	不動産投資信託証券は、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価や市況動向により価格が変動します。一般に、不動産市況、不動産に対する課税や規制などの影響により、また、不動産投資信託を運営する会社の運営の巧拙ならびにその財務内容などや不動産投資信託に対する税制や会計制度などの変更により、不動産投資信託証券の価格が変動する可能性があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる可能性があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。



新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)

お申込みメモ

商品分類	追加型投信／国内／株式
購入単位	(当初元本1口=1円) 購入単位は販売会社またはお申込コースにより異なります。 お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2コースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社またはアセットマネジメントOneにお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	2020年7月28日まで(2005年7月29日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などには、繰上償還することがあります。
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の各月28日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して所定の税率により課税されます。 当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合などには、課税上の取り扱いが変更になる場合があります。

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、 3.24%(税抜3.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。詳しくは販売会社またはアセットマネジメントOneにお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対し 0.3% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用		
保有期間中	運用管理費用(信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に 年率1.08%(税抜1.0%) を乗じて得た額とします。
	その他の費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

◎手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

◎詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)、運用報告書などでご確認いただけます。

委託会社、その他の関係法人

- 委託会社: アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ファンドの運用の指図などを行います。
- 受託会社: 株式会社りそな銀行 ファンドの財産の保管および管理などを行います。
- 販売会社: 募集・販売の取り扱い、投資信託説明書(目論見書)などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。



新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)

販売会社一覧

販売会社名	登録番号	加入協会
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1号	日本証券業協会
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
いちよし証券株式会社 (新規買い付けのお申し込みは停止しております)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	日本証券業協会
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第11号	日本証券業協会
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
東武証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号	日本証券業協会
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	日本証券業協会
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	日本証券業協会
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号	日本証券業協会
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	日本証券業協会
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	日本証券業協会
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	日本証券業協会
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	日本証券業協会

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)



新光日本インカム株式ファンド(3か月決算型)

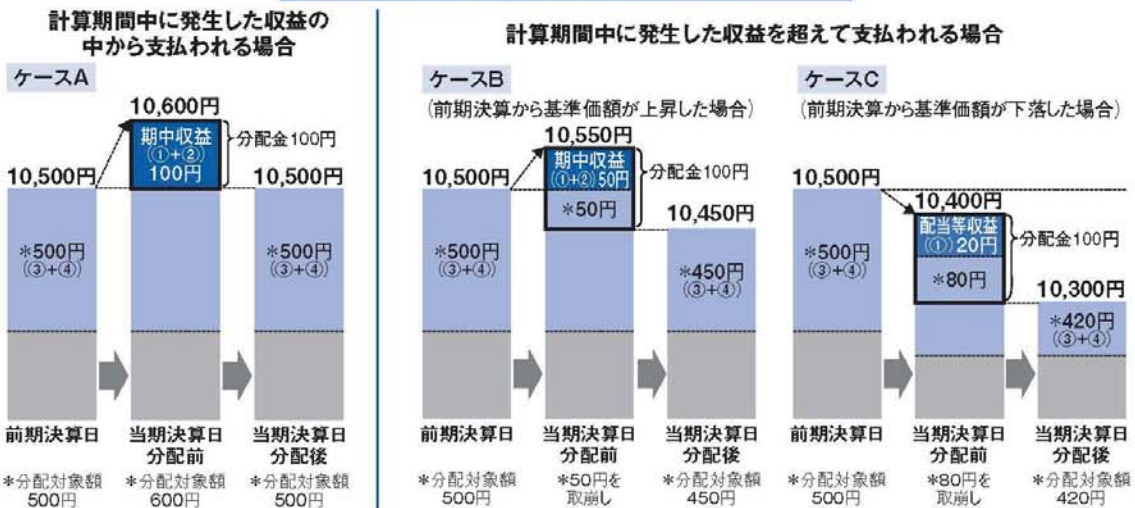
収益分配金に関する留意事項

●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

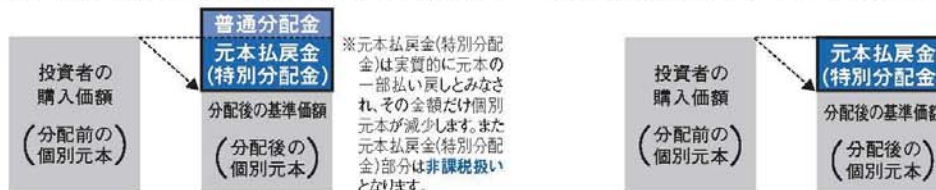
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。